病院 (議第161号) 1

議第161号

平成19年度京都市病院事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市病院事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 平成19年度京都市病院事業特別会計予算(以下「予算」という。) 第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書き中 「750,200千円」を「727,200千円」に改める。

支 出

(科	目)	(既決予定額) (補正予定額)		(計)
第1款 市立病院事業資本的 支出		千円	千円	千円
		2,054,000	△23,000	2,031,000
第1項 建	設 改 良 費	1,481,141	△23,000	1,458,141

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第4条の2 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
市立病院整	備事業費	平成20年度及	び平成21年度			千円 43,000

平成20年2月29日提出

京都市長門川大作

提案理由

市立病院整備に要する経費等を補正する必要があるので提案する。